

# 平成 29 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 定 例 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 29 年 3 月 3 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 29 年 3 月 3 日 午 前 9 時 3 0 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 29 年 3 月 3 日 午 後 2 時 1 0 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	藤 原 修 治	○
	副 議 長 (8)	安 田 勝 司	○	6	岩 根 和 博	○
	1	山 本 貢	○	7	山 本 幹 雄	○
	2	波 多 野 康 博	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	福 島 教 次 郎	○	10	簀 根 正 一	○
	4	栗 原 進	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名 員	3番	福島 教次郎	4番	栗原 進
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴 清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	漆谷和彦		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成29年美郷町議会第1回定例会議事日程

( 第2号 )

平成29年 3月 3日 (金) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	平成29年度 町長施政方針
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 6号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第 7号 美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第11号 美郷町定住・子育て応援基金条例の制定について 議案第12号 美郷町ふるさと定住奨学金基金条例の制定について 議案第13号 美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第14号 美郷町簡易水道事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**【予算案】**

- 議案第15号 平成29年度美郷町一般会計予算  
議案第16号 平成29年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
議案第17号 平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計予算  
議案第18号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計予算  
議案第19号 平成29年度君谷診療所特別会計予算  
議案第20号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計予算  
議案第21号 平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第22号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

**【一般事件案】**

- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第24号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について  
議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について  
議案第26号 邑智郡総合事務組合理約の変更について  
議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただいまから平成29年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により3番、福島教次郎議員4番、栗原進議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3日から16日までの14日間といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から16日までの14日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議長のお許しをいただきましたので諸報告を申し上げます。

2点ほど申し上げます。1点目は三江線代替交通について進捗状況と今後のスケジュールについてご報告を申し上げます。

JR三江線の廃止に伴うバスによる代替交通確保につきましては、12月の第4回定例会でも報告をいたしましたとおり、「法定協議会」と「地元協議会」の2つの協議会を組織して検討してまいります。

去る、2月22日に行われた法定協議会の事務方で組織する作業部会では、先に実施した住民アンケートなどの結果の速報値をまとめると共に、幹線の運行計画策定に向けて検討する際の、基本的な考え方についてなど、今後の進め方の協議がなされております。

並行して実施しておりました「JR三江線バス転換に伴う住民意見交換会」は、町内の10の会場で12連合自治会に開催をしていただき、169人の町民の皆様にご参加をいただき意見を伺ったところでございます。

今後、これから、意見交換や町政懇談会でいただいたご意見を整理のうえ、できる限り運行計画に反映させ、持続可能で利便性の高い公共交通を目指す所存でございます。

協議会のおおまかなスケジュールなどについては、別紙にまとめておりますのでご覧いただければと存じます。

2点目でございますけれども、連合自治会と共催で実施しております「町政懇談会」ですが、昨年12月20日から3月2日までの間、9会場において延べ434人に参加をいただき、町政運営に対しての質問や住民生活における要望など、たくさんの提言をいただきました。貴重なご意見は、今後の町政へ反映できると考えております。

最後に工事発注状況についてであります。お手元に配付をしております「工事発注状況一覧表」をもちまして報告にかえさせていただきます。

以上で諸報告を終わります。

#### ●西嶋議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理いたしております陳情は、お手元に配布しております「文書表」とおりであります。

会議規則第95条の規定により文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので審査調査をお願いいたします。

日程第5、平成29年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

#### ●西嶋議長

番外、町長。

#### ●景山町長

本日、平成29年第1回定例会の開会にあたり、平成29年度予算をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の考え方と主な施策につきまして、申し上げます。

昨年10月の再任以降、議会の皆様、町民の皆様の温かいご理解とご協力に、心から感謝申し上げます。

さて、国内の経済動向は、緩やかな回復基調にあり、県内の経済も同様に、求人倍率など緩やかな回復の動きがみられます。

同時に、アメリカのトランプ政権の誕生によるTPP離脱など政策変更やEU諸国、アジア経済など、世界経済・情勢の動きが地方経済に及ぼす影響に、留意していく必要があります。

こうした中、地方においては、人口や地域の課題を踏まえ、地方創生に向けて、地域の特徴を活かした自律的、持続的な地域、魅力ある地域づくりに取り組んでいるところであります。

本議会で提出する29年度予算は、町長再選後、新長期総合計画の決定後の最初の年度予算であります。

所信表明でお示した、住民の皆さまの「笑顔の暮らし」のための、町長としての4つ

の方針を踏まえ、町の政策を進めていくための予算の編成をしたところであります。

特に4つの方針については、「道路網整備や新産業の充実による雇用環境の充実」では、生活関連道路整備事業の実施、農林業対策の新たなソフト事業として農業サポート経営体の設立や木質バイオマス発電事業の更なる推進、更に中小企業の設備更新等支援予算の増額やプレミアム商品券の継続実施、また、「定住対策の促進とU I ターン者の充実」では、美郷町の将来を担う学生への定住奨学金の新設や定住住宅の2地域での推進、空き家対策の推進、3つ目の「結婚・出産・子育て環境の充実」では、子育て世代の憩いの場づくりや公募型の応援事業の実施、小中学校でのICT教育等の一層の推進など、「安全で安心して暮らせる地域づくり」では、小さな拠点づくりの取り組み開始や自主防災組織の支援など、具体的に取り組んでまいります。

そして、総合計画の重点課題、総合戦略の取り組みについて、重点的な予算配分を行っており、美郷町の将来と地域課題に対応していくための取り組みを、総合的に進めていく所存であります。

それでは、主要施策等について、総合計画の体系に沿ってご説明いたします。

最初に、「利便性の高い快適な暮らしを実感できるまちづくり」について申し上げます。住民の暮らしや就労などのためには、道路網の整備が不可欠であります。

山陰の高速道路網は、東部地域より遅れていた西部地域の自動車専用道の供用開始が着々と始まっております。

本町を取り巻く道路事情も変化しており、こうした状況を踏まえ整備していく必要があります。

国道375号については、湯抱と粕淵の間を湯抱2工区とし、また、川本消防署邑智出張所、おおち保育園付近の歩道設置を粕淵工区として、平成29年度から用地買収が実施されることになっています。

今後も、残る長藤地内の未着手区間とともに、早期の改良を国・県に強く要望してまいります。

県道につきまして、別府川本線は、平成27年度から一部の箇所では拡幅や防災対策事業が実施されており、29年度も引き続き事業を進めていただくこととしております。改良が遅れている当該路線ですが、今後も事業の推進を強く要望してまいります。

県道川本波多線の竹工区につきましては、竹谷川付近の橋梁新設と嵩上げ工事がなされ、平成30年度内に部分供用開始を目指しております。

また、対岸の市井原から川本町多田までの間のトンネル工事について、平成29年度には用地調査が実施され、30年3月の着手を予定し、33年度完成を目指して事業が進められます。

引き続き、整備の推進に向け、強く要望、働きかけをしてまいります。

町道につきましては、改良の促進や防災事業、長寿命化対策事業を展開し、整備を進めてまいります。また、道路の維持修繕につきましては、利用者の安心・安全な通行を確保

するために点検・調査を行い必要な修繕を行ってまいります。

29年度においては、潮村地内の二タ合線、都賀行地内の都賀行宮内線、酒谷地内の連水線の改良、粕渕三瓶線の歩道整備、田水線の待避所等、別府線の側溝整備などを計画しております。

また、新たに生活関連道路事業として、花の谷線、久保線の整備を実施いたします。

農道、林道につきましては、県営の大邑広域農道の保全対策、林道信喜線など生活路線を中心に、積極的に整備を進めてまいります。

公共交通網の充実についてであります。

喫緊の課題であります平成三十年四月末のJR三江線廃止後の代替交通については、中国運輸局、島根・広島両県、沿線の市町、利用者、関係団体、JR西日本等と、法定協議会と地元協議会で役割を分けた協議等が進んでいるところです。

地域振興も考慮した検討を行い、交通網の形成計画や、バス転換に向けた運行計画等の策定など、平成30年4月からの新交通移行に向け、利便性の高い持続可能な新交通プランづくりに、全力で取り組んでまいります。

また、地域内交通においては、デマンド型乗合タクシーの導入、町内バス料金の均一化により、利便性の向上を図ってまいります。

空き家対策については、連合自治会等に協力いただき調査を実施しているところであります。

調査を踏まえ、29年度から空き家等対策計画の策定に着手するほか、除却のための助成制度など、活用できない空き家対策を進めてまいります。

活用できる空き家については、自治会等の協力をいただきながら空き家バンク登録助成、利活用助成を行って、空き家の有効活用を進め、UIターン者の積極的な受け入れにつなげてまいります。

次に上下水道事業についてであります。

上下水道は、住民の健康と福祉、そして、環境を守る重要な生活基盤であります。

水道施設の整備では、酒谷・石原統合簡易水道工事を引き続き実施し、平成29年度の完成を目指します。

水道の整備では、引き続き公共下水道・農業集落排水施設への加入促進、町設置型合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。また、下水道施設については、邑智浄化センター、マンホールポンプなどの長寿命化のため、機械の更新を行なうこととしております。

上下水道事業ともに収納対策を強化し、平成32年度目標である新しい会計制度を視野に入れ、経営の安定化に努めてまいります。

町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づく修繕を引き続き実施し、住宅戸数については、需要と供給のバランスを調査し、適切な事業運営を図ります。

情報通信につきましては、フェイスブックなどSNSを活用してこれまで以上に美郷町の魅力を積極的に発信するとともに、住民向けの情報コンテンツ「みさとアプリ」も生



活に有益な情報の提供に努めてまいります。

また、みさと光ネットを利用したワイ・ファイエリアの拡大も検討し、観光や災害時などでの利便性を図りたいと考えます。

環境衛生につきましては、家庭、事業所ゴミの減量化、再資源化の取り組みを進めるとともに、環境保護の観点から不法投棄や不適切なゴミ処理の防止の啓発を行い、美しいまちづくりに努めます。

また、一般廃棄物の可燃ごみ処理を行っている邑智クリーンセンターは、大規模改修の必要性が指摘され、平成32年度までの延命化を図りながら、運営しているところです。

この広域処理の検討において、邑智郡総合事務組合と大田市で可燃ごみの共同処理に関する基本合意の締結があり、新可燃ごみ処理施設について、邑智郡3町及び大田市との共同で、平成34年の供用開始を目標に整備を進めます。

また、太陽光発電設備や薪ストーブなど、住宅用の新エネルギー設備の普及を促進します。

環境保護の観点から、二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、地域・住民においても森林資源を再生可能エネルギーとして活用できるような仕組みづくりに、引き続き取り組んでまいります。

防災対策については、引き続き、都賀西の治水事業のほか、治山、砂防対策、急傾斜崩壊対策の事業推進に取り組んでまいります。

また、平成27年度から島根県により実施されている、土砂災害特別警戒区域の調査が行われ、29年度に美郷町全域の調査が完了する予定となっております。

この調査による指定により、対象地域には様々な規制がかかることとなりますが、減災や安心・安全を推進する観点から住民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものであります。

また、気象や防災情報を迅速かつ的確に、住民に発信する重要性が増しており、防災行政無線以外に、ホームページなど、様々な媒体を活用した情報発信に努めてまいります。

災害時において、住民同士や地域・近隣とのつながりや結びつきの必要性が再認識されています。これまで培われてきた地域コミュニティのつながりを活かし、自主防災組織における活動を一層進めていく必要があります。

地域活力の維持や復活の重要な取り組みとなることも期待しており、連合自治会等と協力して、避難・図上訓練、組織づくりの支援など、防災意識の向上と自主防災組織の活性化を図ってまいります。

消防について申し上げます。

近年の消防団員数は、定員に達しない状況が続いていますが、消防団においては、特に団員不足が懸念される大和地域の日中の火災発生時の出動体制を見直し、消防力を最大限に発揮させるため、取り組んでいただいています。

町としましても、消防ポンプ積載車の計画的な更新や装備の充実、消防団協力事業所の表示制度の導入などにより、消防団を中核とする地域防災力の向上に取り組んでまいります。

防犯、安全につきましては、町内の全地域では、青色防犯パトロール隊が、見守りも含めた活動をされており、活動への支援を行うとともに、地域安全推進等も含め、地域における安全・安心の取り組みの輪を広げていくほか、防犯カメラも順次設置していきます。

交通安全では、本年九月には、邑智郡交通安全郡民大会の本町での開催を予定しており、関係機関等と協力し、準備を進めます。

交通事故に関係する高齢者の割合が、増加傾向にあることを踏まえ、啓発等に努めてまいります。

次に、「人と地域の個性を活かした産業を創出するまちづくり」について、申し上げます。

産業振興につきましては、人材の育成や6次産業化、ヘルスケア産業など総合戦略を踏まえた取り組みを進めてまいります。

薬草、食品加工など各種講座による地域資源の活用、商品化、地元産業での活用など、粘り強く続けてまいります。

また、町外の需要、販路の拡大を通じた外貨の獲得は、これらの目標実現に欠かすことのできないと考えております。

このため、民間の経営ノウハウを得て、魅力ある観光資源とのタイアップ、既存の公共宿泊施設の効率的な運営、地域雇用の拡大につながるような新たな事業経営体を検討してまいります。

検討手法としましては、総合戦略における町経済再生会議のほか、関係の審議会等でも、ご提案、ご意見を伺い、進めていきたいと考えております。

本町における再生可能エネルギー事業として位置づけております「木質バイオマスガス発電」と「水力発電」は、昨年7月に事業化の可能性を検証するため、各事業者が具体的な事業内容や実施場所、事業費算出など検証しております。

事業実施に係る課題、町の役割や進捗計画を検証し、実現可能であるならば、積極的に支援し、持続可能な産業となるよう取り組んでいきます。

特に、木質バイオマスガス発電事業は、事業の展開次第では木材供給だけでなく、林業振興における様々な事業に大きな波及効果があり、森林関係事業者から期待する声を伺っております。

また、住民の皆さまへ、事業の積極的な広報を行い、この事業が様々な形で住民生活に寄与していくよう取り組みます。

美郷町の特産品である山くじらの振興については、ブランド化の取り組みが着実に進んでおり、町外からの視察、問い合わせも多く、山くじらジビエ缶詰の販売など、獣害対策と資源活用のトッランナーとして、一層のブランドと発信を進めてまいります。

29年度においては、町内飲食店が使いやすい価格で入手できるよう、山くじら肉の購入への助成を行い、町内での消費・利用促進にも取り組んでまいります。

「鳥獣対策」「資源利用」「ビジネス」そして「地域づくり」をつなぎ、「やります！！みさと猪バージョン」のキャッチフレーズのとおり、美郷流の地域創造に取り組んでまいります。

次に農業振興についてであります。

美郷町におきましては、新総合計画を踏まえた事業を展開してまいります。

まず、課題となるのが年々深刻となる担い手不在による農地の遊休化と農業生産額の減少で、喫緊の問題でございます。

その解決の糸口として、町、JAが主導し、担い手不在に悩む農家の農業をサポートする経営体の設立を目指します。

農作業の受託や経営体自らの営農による遊休地の活用により、耕作放棄地の防止とともに、農家の方へ将来の安心を提供していきたい、と考えております。

また、本町のような農地の集約化が困難な地域での、特色ある農業経営と地域の環境改善のため、遊休農地などを活用した薬草の栽培を促進し、シャクヤク苗の無償配布を継続し、面積拡大を進めてまいります。

リースハウス事業につきましては、国の予算配分に沿った建設となりますが、早期の完了を目指し、農業生産額の拡大と担い手の確保による定住への貢献、雇用の場づくりに取り組んでまいります。

林業については、木質バイオマスガス発電事業と関連し、林地台帳の整備に着手いたします。

美郷町に在住されない山林所有者が増加し、山林の活用が困難な場面が増加すると想定しており、所有者の整理をすることにより対策につなげてまいります。

商工業の振興については、中小企業・小規模企業振興基本条例を踏まえ、住民、事業者、商工会と町が一緒になって、地域経済の活性化と住民の生活と利便性の向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

29年度もプレミアム商品券を発行して、町内消費の拡大・循環を促進し、また、商工事業者の設備投資や改修の助成を行い、経営の基盤強化や新たな事業展開、事業継続を支援していきます。

雇用対策については、町民を新規雇用した事業所への雇用促進奨励助成金によって、町内の雇用促進、正規雇用者の地元定着を促進してまいります。

観光の振興につきましては、美郷町には、歴史、自然景観、食、特産品、石見神楽等の観光資源となり得る素材が豊富であり、これらを活用し、地域や近隣市町等と連携して、取り組みます。

石見銀山街道の日本遺産登録へ向けた動きや大山隠岐国立公園満喫プロジェクト三瓶エリアの選定を踏まえ、インバウンド対策を含む広域的な活動や情報発信を行い、入り込

み客と交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、町外において美郷町を宣伝していただく「観光サポーター」をより広げ、人のつながりを通じた美郷町の観光、宿泊等の情報発信によって、町への観光宿泊の促進につなげてまいります。

そしてSNS、インターネット等を利用して、町外・県外に向けて、より広く、分かりやすい観光情報の発信や問い合わせ対応などを充実して参ります。

田舎ツーリズムでは、邑智郡田舎体験交流協議会や美郷町田舎丸ごと体験推進協議会等と連携し、農家民泊や日帰り着地型による豊かな自然や豊富な体験メニューをPRし、田舎ツーリズムが定着するよう取り組むほか、みちくさ日和(びより)の体験プログラムなどの充実、参加者の育成・拡大にも取り組んでまいります。

また、石見神楽は、本町の代表的な伝統文化、芸能であり、町内で活発な活動がなされ、町内外に多くのファンがおられます。

町の宣伝、観光につながる神楽共演大会の開催や、伝統・文化の継承のため、体験や学習等の取り組みを行ってまいります。

多くの観光・利用者が訪れるゴールデントピアおおち、カヌーの里おおち、潮温泉大和荘につきましては、管理事業者に、利用者増のためのサービスの充実と積極的な情報発信のほか、町民に向けた健康づくりや余暇での利用促進の取り組みを求めるとともに、効率的経営を重視してまいります。

大和荘の建て替えにつきましては、建て替え場所を再検討し、総合戦略における温泉や地域資源を活用したヘルスケア産業の推進の拠点として、施設機能、経営体制について検討し、美郷町の将来に向けて、魅力ある施設になるよう進めてまいります。

三つ目に、「美郷町を担う心豊かな人づくり」について、申し上げます。

少子化や高齢化が進む中で、持続可能な地域社会を実現するためには、この地域社会を構成する皆が当事者意識を持って、課題の探究、解決に取り組んでいくことが重要と考えます。

特に、人材を育成すること、教育が、地域の持続、発展を実現する基盤といえます。

子どもたちは美郷町の宝であります。

ふるさとの自然、歴史、文化、伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据え、美郷町を担っていく子どもたちを、新しい時代を切り拓くたくましさを身に付けた人に育てることが重要であると考えます。

また、教育は個々人の様々な能力を開花させ、豊かな心を育むとともに、多様な人々とのつながりや支え合いの形成に寄与するものでもあります。

このような視点に立ち、学校教育と社会教育の連携を通じて「地域が人を育み、人が地域をつくる」という好循環の実現に取り組んでいきたいと考えます。

まず、「社会を生き抜く力の育成について」でございます。

子どもたちには、基礎的な知識と技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を

解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育んだり、情報を収集、分析、整理、活用する力を身に付けさせたりすることが必要です。

そのために、タブレットなどのICTを活用した教育や公営塾「学習支援館」により、学びを高める取り組みを行ってまいります。

平成32年度から本実施となります、小学校英語の教科化に向けて、英語指導助手を増員して体制を整備し、また、各学校に学校司書を配置し、学校図書館を活用した授業により、読書力と学力の向上を図ります。

次に、「未来を担う人材の育成について」でございます。

社会の変化や新たな価値に目を向けつつ、地域を知り、地域で力強く生きている人々とのさまざまな活動を通して、社会の一員として互いを認め合い、支え合って生きていくことを学んでいきます。

地域に息づく豊かな教育資源を活用し、地域ぐるみで子どもたちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。

現在、銀山街道の「やなしお道」と「森原古道」について、国の史跡登録を目指し、進めているところです。

島根、広島両県に渡る銀山街道の日本遺産登録申請と時期を同じくすることとなり、本町が内外に誇る文化遺産として、啓発活動の強化を図ってまいります。

また、銀山街道をはじめ、中原芳煙や佐和華谷など郷土が育んだ文化人や石見神楽などの郷土芸能を次の世代に伝えていく活動を通じて、誇りの持てるふるさとづくりに取り組んでまいります。

人は人との関わりの中で成長していきます。自分自身を大切にするとともにすべての人々の人権が尊重される地域社会でなくてはなりません。

学校においては、いじめ、不登校の問題に対して、生徒全員にアンケート調査を行い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習支援員の配置により、未然防止、早期発見、早期対応に努め、学校生活の支援と満足度を高める教育に取り組んでまいります。

また、同和問題をはじめ、外国人、障がい者、性別など人権問題の解決に向け、「人権施策基本方針」を踏まえ、人権・同和教育推進協議会との連携や隣保館事業などあらゆる場面において、人権感覚の育成を図ってまいります。

次に、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成について」であります。

活力あるコミュニティが人々の学習を支え、人々の学習がコミュニティを形成、活性化させていきます。

学校や公民館などの「学びの場を核にした地域コミュニティの形成」を目指します。

放課後や休み期間等の子どもたちの居場所であり、保護者が安心して働くための子育て支援の一つであります「放課後児童クラブ」について、地域全体で学校や子どもたちを支え、育む取り組みとして、地域に広げていくことを検討します。

小さな拠点づくりの方向性を踏まえ、吾郷地域と粕渕地域において、公民館の設置や活動など地域づくりの取り組みを進めます。

地域の皆様の「生きがいつくり」や「仲間づくり」、また、地域の課題解決に向けた学習や地域活動の拠点として充実したものとなるよう支援してまいります。

町立図書館「みさと本の森」は、町内外からご利用いただき、順調に運営をしております。

蔵書数は約2万5000冊、貸出し冊数は年間2万冊を超え、皆様のニーズを取り入れながら、町民の皆様から愛される生涯学習の拠点としての図書館を目指してまいります。

スポーツ振興につきましては、本年度も町体育協会やスポーツ少年団の活動を中心に、スポーツ活動を通じた地域づくり・仲間づくりの支援を行ってまいります。

また、定住推進と人材育成を目的として、新たに給付型の「美郷町ふるさと定住奨学金」の制度を設けます。

優秀な学生の学びの環境を支え、美郷町を担う人材となっただけけるよう町を挙げて支援してまいります。

この他にも、子育て支援として、入学前の準備金支給など就学援助制度の拡充や、放課後児童クラブ、学習支援館の無料開設、給食費の30パーセント補助などを引き続き実施してまいります。

四つ目に「生涯を通じて健康で安心できるまち」づくりについて、申し上げます。

まず、保健・医療の充実についてであります。

「一人ひとりがいきいき、みんな笑顔でつながる健康な町」づくりに向け、美郷町健康づくり計画を踏まえ、健康寿命を延ばし、生活の質の向上のための取り組みを進めてまいります。

成人保健対策につきましては、平成27年度の特定健診受診率は四十九パーセントとやや上昇しております。

健診の充実や様々な場面での広報、啓発を行い、医療機関と連携して受診勧奨を行っていきます。

がん検診については、受診率が低い子宮頸がんの受診勧奨を強化し、多くの医療機関で受診できることを広報・周知してまいります。

75歳未満の男性は、胃がんの年齢調整死亡率が高い現状がありますが、胃がん検診の受診率は近年、低迷傾向にあります。29年度は、胃がんの感染由来と言われるピロリ菌検査を特定健診のオプション項目として実施いたします。

また、生活習慣病の重症化予防対策として、特に糖尿病の合併症から腎不全となるケースが増えないよう医療機関と連携して、疾病管理と生活習慣の改善の支援を強化していきます。

また、より良い生活習慣、食生活のため、包括的な健康教育や医療機関、食生活改善推進協議会、学校、公民館等と連携した啓発等を行ってまいります。

歯科保健対策につきましては、妊娠期から継続したむし歯ゼロ、歯周病予防を目指し、妊婦に対する歯科検診を新たに実施します。

保育園入所の3歳児から中学3年生までを対象にしたフッ素洗口の実施により、幼児・児童のむし歯数は徐々に減少傾向にあります。

しかし、成人期以降の歯の喪失率は高いため、事業所健診や特定健診時の歯科保健指導を実施し、ハイリスク者に対して積極的な受診勧奨を行い、早期受診する人を増やし、「8020」を目指していきます。

次に、子育て支援についてであります。

子育て世代の支援策として、保育料の減額や、第3子以降等の無料化を実施しておりますが、引き続き低所得者及び子育て世代の経済的支援を強化いたします。

保護者の生活、就労面でのニーズに対応するため、29年度から病後児保育を実施するほか、妊婦や障がい児・在宅児などの子育て家庭の支援策の継続、子どもの成長過程に応じた啓発事業や相談体制の充実などに取り組みます。

また、報酬削減分の財源を活用して、子育て世代を応援する二つの事業を行います。

一つには、既存の施設を活かし、子育て世代の皆さまが利用できるように室内遊び場の設置や、在宅児家庭の支援として、小さなお子さんと一緒に、お茶や温泉が楽しめ、ゆったりとした時間を過ごせるような場の運営を検討していきます。

もう一つは、みさと子育て応援事業として、住民の皆さまによる「美郷町の子ども達や住民を元気に、笑顔にする活動」を公募し、活動費用を助成します。

町ぐるみで、子育て世代の応援、より良い子育て環境づくりに取り組んでいけるよう進めていきたいと考えております。

次に、高齢者支援対策と介護保険についてであります。

介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、美郷町におきましても29年度から実施することとなりました。

制度が変わることで、従来の介護予防訪問介護・通所介護は介護給付の対象から外れますが、現在ご利用されている方は、新しい総合事業の中で引き続きサービスを利用させていただくことといたしております。

そして、新たにNPO別府安心ネットや各自治会と連携・協力した取り組みを進めてまいります。

住民の皆さんによる生活支援サービスが町内の各地域で展開できるよう体制整備を進めながら「地域包括ケアシステム」の構築を目指してまいります。

また、増加傾向にあります認知症対策につきましては、認知症の方や家族を支援する「認知症カフェ」、早期対応・悪化予防のための「認知症初期集中支援チーム」を、28年度から実施しているところですが、29年度は、これらをさらに広くPRし、対策を進めてまいります。

次に、障がい者支援についてであります。

障害者総合支援法を踏まえ、障がいのある方が、住み慣れた地域で、尊厳を持って社会生活を送っていくため、支援を充実してまいります。

29年夏には、粕淵地域に社会福祉法人わかば会の就労支援事業所の開所が予定されております。

町としましては、この施設整備を支援し、障がい者の就労支援の一層の後押しをしていきたい、と考えております。

そして、こうした事業所をはじめ町内外の支援事業所と連携して、地域での生活を支える取り組みを進めてまいります。

生活保護業務につきましては、被保護者の相談に応じ、情報の提供と助言を行う就労支援事業を町社会福祉協議会に委託して実施しており、ハローワーク川本と連携し、早期の就労支援・自立に向けた取り組みを進めてまいります。

生活困窮者対策においても、就労支援や家計相談支援を行うなど、町の総合力で相談者の発見と生活再建支援を進めてまいります。

特に、子どもの貧困対策につきましては、重要課題として取り組み、社会情勢の変化等による課題の複雑化を踏まえ、子どもや保護者、青少年等を自立や育ちの視点から支援するため、「子どもの輝く未来応援計画」を策定し、子どもと家庭の安心・安全な環境づくりを進めます。

国民健康保険につきましては、近年の医療費の増加等により、財政運営は、年々厳しさを増しており、特に28年度は基金が底をついた状況にあり、一般会計からの基準超過繰出しにより運営しております。

保険者が町から県に移行し、広域化する平成30年度に向けて、県が示す標準保険料率を参考に、国保税率を改定も含め、広域化の準備を進めてまいります。

また、この広域化について周知を徹底してまいります。

住民の皆さまが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉が連携し、総合的に取り組んでまいります。

次に、同和問題をはじめとする人権課題の解決については、インターネットを利用した差別の拡大など、今なお差別が無くなっていない現状があります。

このような中、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現することを目指す「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年12月に成立しました。

この法律では、国、地方公共団体に対し、相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

法の趣旨を踏まえ、同和問題、人権課題の解決のため、あらゆる機関と連携し、積極的な取り組みを行い、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築いていくよう、努めてまいります。

このため、都賀行・浜原両隣保館を拠点とした相談事業をはじめ、各種事業を展開して



まいります。

五つ目に「連帯の絆で支え合うコミュニティのまち」づくりについて、申し上げます。

地域の活性化につきましては、集落対策の重要テーマとして取り組みを進めてまいります。

町内では、地域産業、生活支援、地域交通などの実施や新たな公民館活動など、住民主体の議論、活動を踏まえ、自主的な地域運営に向けた動きが進みつつあります。

昨年は連合自治会ごとに、今後の地域としての目標、取り組みを定めた地域コミュニティ計画を策定いただいております。

こうした頑張り、活動を後押ししていくため、関係機関、関係課での連携や、地域力アップ交付金、過疎ソフト交付金など活動財源、施設に加えて要となる地域の活動や運営をサポートする人材など、支援メニューを充実し、総合的に方策を講じてまいります。

小さな拠点づくりとして、生活機能、生活交通、地域産業、安全・安心などの地域課題について、地域主体で持続的に取り組んでいく仕組みづくりを進めてまいります。

結婚対策については、国においても、重要テーマとして結婚対策を展開しています。

本町におきましても未婚化、晩婚化が進んでおり、出会いの場の提供、コーディネーターの配置による未婚者が相談しやすい環境づくりを行い、また、結婚が成立した場合の報奨金制度を検討します。

UIターン対策につきましては、田舎暮らしコーディネーターによるUIターン者の一元的相談対応やUIターンフェアの参加等による積極的な情報発信等によって、移住者の支援、増加を図ってまいります。

子育て世代の定住と地域に若者の活力を生む若者定住住宅は、都賀本郷地域と沢谷九日市地域の建設に向け、造成を進めてまいります。また、他の地域について要望を踏まえ、候補地を選定したうえで、事業を継続してまいります。

定住ポイント事業についても継続し、若者世代の暮らしを支援し、定住を促し、町内消費の活性化にもつなげてまいります。

都市交流につきましては、東京、大阪、広島各出身者会の自主的な運営を、引き続き支援していきます。

29年度は、隔年で実施する各出者会一同が会する交流サミットの開催年であり、交流を深めることとしています。

また、広島市己斐地区との交流も、各種イベントや子ども交流を通じ、人、モノ、カネ、情報などの相互の交流を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、任期満了による補充と新規募集を含め、22名の配置を予定しております。

協力隊の活動への助言、サポート、意見交換などを行うほか、新たに協力隊の起業支援制度を創設し、任期終了後の定住・定着の支援、促進を強化してまいります。

美郷町の定住、子育て等の総合的なメニューは、県内でトップレベルである、と考

おります。

更に充実した支援メニューや「定住子育てライフ五つ星のまち」として、情報発信を強化し、定住の促進を図ってまいります。

行財政運営につきましては、町の将来と住民の皆さまの暮らしのため、町の計画、重要施策等を進めるとともに財政見通しとのバランスをとり、行政課題、地方自治・財政制度を踏まえた、効果的・効率的な運営に取り組みます。

総合計画、財政計画等について状況を公表しながら進め、また、公会計、公共施設等の総合管理、マイナンバー等の制度改革等について、着実に進めてまいります。

また、貴重な税収の確保及び税の公平負担の観点から、税の適正賦課及び徴収に努め、徴収率の向上を図るため、滞納整理業務の体制の充実を図るとともに徴収職員の育成を図ります。

最後に、平成29年度の予算の編成方針と概要について申し上げます。

昨年に続き、地方交付税の減額などによる財源不足を財政調整基金や減債基金の取り崩しなどで補う極めて厳しい運営ではありますが、冒頭に述べました方針、重点テーマ等を踏まえて予算編成を行ったところであります。

一般会計予算は、総額64億6800万円で、合併前の起債償還が終了したことにより、対前年度当初予算に比べ5700万円、0.9%の減額であります。

大きな財源措置としては過疎債をはじめとする起債をあて、冒頭で申し上げました、方針の具体化、総合戦略の4つの基本目標の実現などに効果的な事業を選択し、有効に活用しております。

このうち、総合計画の施策展開に係る予算額は、25億5900万円で約39%、また、総合戦略に係る予算額は14億6200万円で約22%であります。

また、報酬削減分の財源を活用した子育て支援の2事業は、500万円を計上しております。

歳入は、町税につきましては、個人、法人町民税と軽自動車税は同水準として、固定資産税は償却資産の減により5%の減額を見込み、自動車取得税交付金は県試算を踏まえ6.7%、増額を見込んでおります。

地方交付税につきましては、合併による特例加算が減額となり、緩和措置もありますが、普通交付税は2000万円、特別交付税は8000万円、の減額を見込んでおります。

歳出予算は、施設維持管理費などの経常経費や社会保障費の増額により今後も基金を取り崩すなど厳しい財政運営が続くと想定しており、収納対策の強化、更なる経常経費の節減などに努めてまいります。

各特別会計の予算は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が、155万9000円で33.9%の減額、簡易水道事業特別会計は、3億695万2000円で20.5%の減額、下水道事業特別会計は、2億6119万9000円で0.2%の増額、君谷診療所特別会計は、528万円で0.3%の増額、国民健康保険特別会計は、8億1927万3000円

で1.1%の増額、国民健康保険診療所特別会計は、7883万円で10.2%の減額、後期高齢者医療特別会計は、1億9317万9000円で1.9%の増額であります。

各特別会計とも、財源確保などの課題があり、安定的な事業運営のため、一層の経営努力をしております。

以上、平成29年度における町政運営の基本的な考え方と主な方針、予算概要について、申し上げます。

新総合計画に掲げる「美しいまち・ひと・くらしがつながる みんなの美郷」に向け、美郷町を次のステージに移していくため、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位、町民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

●西嶋議長

町長の施政方針が終わりました。ここで10時45号まで休憩といたします。

( 休 憩 午 前 10時 28分 )

( 再 開 午 前 10時 45分 )

●西嶋議長

会議を再開します。

日程第6議案の上程、説明を議題といたします。

議案第6号から議案第28号までの23議案を一括上程いたします。

はじめに議案第6号から議案第14号までの条例案9件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました。議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

本条例は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行によりこれに関する条例の一部改正が必要となったため、定めるものでございます。

資料の新旧対照表によりご説明いたします。まず、第1条関係の新旧対照表をご覧ください。

これは、「美郷町個人情報保護条例」の一部を改正するものです。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」略して「番号法」に第26条の規定が追加されたことに伴い、現行の番号法第26条から第56条までの規定が1条ずつ繰り下がることとなったため、本法律の条項を引用している部分を改正するものでございます。

続いて、第2条関係の新旧対照表をご覧ください。これは、「美郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものです。

この条例は、平成27年美郷町条例第24号として既に公布済みのものですが、一部の規定の施行期日が平成29年5月30日となっております。この部分について、法改正に伴って内容の一部を改正いたします。

新たに追加される第2条第3号の規定の改正は、改正後の番号法第26条で番号法第23条の規定が準用されることに伴うものでございます。

同じく新たに追加される第26条の3の規定の改正は、改正後の番号法第31条第1項の規定により読み替えて運用する、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」略して「行政機関個人情報保護法」第35条の内容にならうものでございます。

行政機関個人情報保護法第35条は、個人情報の提供先への通知について規定しているもので、通知先として改正後の番号法第19条第8号に規定する「条例事務関係情報照会者」が追加されます。

この条例にあつては、その「条例事務関係情報照会者」に加え、同号に規定する「条例事務関係情報提供者」も通知先として追加いたします。

これは、改正後の番号法第19条第8号の規定により、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となることに伴うものです。

続いて、第3条関係の新旧対照表をご覧ください。これは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部を改正するものです。

番号法第19条第8号の規定が追加されたことに伴い、現行の番号法第19条第8号から同条第14号までの規定が1号ずつ繰り下がることとなったため、本条文の引用箇所を改正するものでございます。

ここからは、議案の改正文をご覧くださいと思います。

附則としまして、第1条と第3条の改正規定は平成29年5月30日から施行し、第2条の改正規定は公布の日から施行することとします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

続きまして議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと

おり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

この条例は、平成28年の人事院勧告を踏まえ、そして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正施行に伴い、介護休暇等に関する勤務条件について、所要の改正を行うものであります。

この度の改正の概要は、3点あり、時間外勤務の制限、介護休暇の分割取得、介護時間の新設でございます。

1点目の、介護を行う職員の時間外勤務の制限について、申し上げます。

この改正は、新旧対照表1頁の改正後の欄の第8条の2第4項の改正でございます。既存の規定の読み替えを改めております。

内容は、要介護者の介護を行う職員が介護のために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、原則として時間外勤務をさせてはならないとするものであります。ただし、災害その他避けられない臨時の勤務の場合は、勤務を命ずることとするものであります。

2点目は、現在ある要介護者を看るための介護休暇を改正し、分割取得ができるようにするものであります。

この改正が、新旧対照表2頁の改正後の欄の第15条であります。

内容は、介護を必要とする継続した状態ごとに、3回まで、そして通算6か月を超えない範囲で必要と認められる期間で、介護休暇を分割して取得できるようにするものであります。

3点目は、要介護者の介護をするための介護時間という勤務を要しない制度を設けるものであります。

この改正が、新旧対照表2頁の改正後の欄の第11条、3頁の第15条の2と第16条であります。内容は、現在ある育児時間と同様に、3年の期間、1日につき2時間、勤務しないことができるようにするものであります。

なお、この場合は、時間当たりの給与額の減額をいたします。

これらの改正は、提案理由で申し上げました人事院勧告、法律等を踏まえた内容であります。

附則を定めた4ページをご覧ください。

これらの附則では、この条例の施行日等を定めております。第1項では、施行日を定め、公布の日からとしております。第2項では、根拠法が平成29年1月1日に施行されていることから、同日時点で介護休暇の承認を受けている職員があった場合の経過措置について、法と同じ取り扱いとなるよう経過措置を定めております。第3項では、この勤務時間等条例を引用している美郷町職員の育児休業等に関する条例について、この改正を踏まえ、規定の整理をするものであります。以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

引き続きまして、議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をする条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

この条例は、平成28年の人事院勧告を踏まえ、そして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正施行に伴い、育児休業等に関する勤務条件について、所要の改正を行うものであります。

この改正点は、同法の改正が反映するよう育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

この改正が、新旧対照表1ページの改正後の欄の第2条の2であります。内容は、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託を行われている子を含めることとするものであります。

また、第2条の3と第2条の4は、第2条の2の新設に伴い、既存の条を繰り下げるものであります。

第3条は、既に育児休業をした子について、法第2条第1項ただし書に基づき条例で定める特別な事情として、育児休業をすることができる場合を定め、また、第9条は、育児短時間勤務をした場合について、同様の取り扱いを定めております。

この2点について、先ほどの第2条の2の新設や条の繰り下げに伴い、規定を整理するものであります。

附則を定めたページをご覧ください。

これらの附則では、この条例の施行日等を定めております。

第1項では、施行日を定め、公布の日からとしております。第2項では、今回の改正で子の範囲の規定ぶりについて、最初の根拠となった地方公務員の育児休業法と平成29年4月1日施行される一部改正後の児童福祉法で若干異なることから、それぞれ、法の規定ぶりとう合うよう読み替えをしているものであります。

この条例は、先ほどの議案第7号と同様の趣旨を持ったものであります。以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

続きまして上程になりました。議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日、美郷町長 景山良材。

この条例は、平成28年の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、職員手当について、所要の改正を行うものであります。

この改正により、扶養手当について、配偶者等に係る手当を引き下げ、子に係る扶養手当を引き上げるものであります。

この改正が、新旧対照表1ページの改正後の欄の第10条第3項の改正であります。

内容は、扶養親族のうち、配偶者に係る手当を13,000円から6,500円とし、子に係る手当を6,500円から10,000円といたします。また、配偶者がいない職員の1人目の扶養手当について、現在11,000円とすることを廃止いたします。

その他の条項の改正につきまして、新旧対照表の1ページの第10条第2項の第2号から第6号の改正、新旧対照表の1ページから3ページ目までの第11条の改正は、法の改正と制度の改正に伴い、規定を整理するものであります。

附則を定めたページをご覧ください。

これらの附則では、この条例の施行日等を定めております。

第1項では、施行日を定め、平成29年4月1日からといたします。第2項では、今回の改正に係る段階的な措置を定めます。

平成29年度の扶養手当は、配偶者は10,000円、子は9,000円とし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円、父母等9,000円とし、段階的に手当を移行することを定めるものであります。

このことにより、手当額の改正分への移行は、平成30年度からとなります。

この条例も、先ほどの議案第7号、第8号と同様の経緯により提出するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、住民課長。

#### ●高橋住民課長

上程いただきました議案第10号につきまして説明をいたします。

議案第10号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について、美郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

初めに、このたびの改正の理由でございますけれども、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に施行されました。

これに伴い、町税条例の一部及び改正条例の改正を行うものでございます。

なお、この度の条例は、本文を4条で構成しており、第1条が住民税及び軽自動車税の課税の見直しに係るもの、第2条が、現行の軽自動車税の名称変更に係るもの、第3条が、平成26年の一部改正条例の改正でございまして、軽自動車税の税額改正について名称等の変更に係るもの、第4条が平成27年の一部改正条例こちらの改正でございまして、町たばこ税に関する経過措置条項等についての改正となっております。

詳細な改正の内容等につきましては、新旧対照表の方がわかりやすいかと思っておりますので、そちらの方で説明させていただきたいと思っております。

ファイル名10-2の新旧対照表をお開きください。

まず改正条例の第1条の内容でございますが、第18条の3では、納税証明事項につい

ての規定でございます。条文中の名称を「軽自動車税」から「種別割」に変更するものです。

第19条は、修正申告において、税額の更正があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算をすることとされたことに伴う所要の規定の整備で、「第81条の6第1項」を加えるものがございます。この第81条の6第1項は、軽自動車の取得税の廃止にともない新しく整備される「環境性能割の申告納付」の条項となっております。

2ページをお願いします。第2号及び第3号につきましても、同じ条項を加えるものがございます。

続いて、第34条の4の規定につきましては、法人住民税の法人税割の税率改正でございます。現行の100分の12.1を100分の8.4に改正するものがございます。

次の第36条の2の規定は、町民税の申告について規定してございます。3ページをご覧ください。条文中、条文なかほどのところですけども、「仮認定特定非営利活動法人」この名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更するものがございます。これは、特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定NPO法人の名称が変更になったことによるものがございます。

次に、第80条ですが、軽自動車税の納税義務者について規定する条文でございます。軽自動車取得税の廃止に伴い、新たに環境性能割となることで、その納税義務者について規定すること及び軽自動車税を種別割に名所変更する規定の整備でございます。

4ページをお願いします。第81条につきましては、軽自動車税のみなす課税についての規定の追加でございます。軽自動車については、所有者と使用者が違うことがございますが、使用者いわゆる買主を所有者とみなして課税することなどを規定したものでございます。

第81条の2の規定は、軽自動車税の非課税の範囲で、日本赤十字社の所有する軽自動車について非課税とすることを加えたものがございます。

5ページをお願いします。第81条の3からは、軽自動車の環境性能割についての規定を加えるものがございます。まず、第81条の3でございますが、こちらは、環境性能割の課税標準、いわゆる燃費基準についての規定でございます。

第81条の4は、基準に応じた環境性能割の税率を規定してございます。

第81条の5は、環境性能割の徴収方法について、申告納付によることを規定しているものがございます。

その次、第81条の6は、申告書の提出と納付についての規定でございます。

6ページをお願いします。第81条の7は、申告をしなかった場合の過料、罰則でございますけども、その過料を規定しています。

第81条の8は、減免規定でございます。公益使用する軽自動車等の減免についての規定でございます。

ここまでが、取得税に替わる環境性能割についての条項を新たに加えるものござい



ます。

続いて第82条から11ページの第91条までの条項は、「軽自動車税」の名称が、「軽自動車税」から「種別割」に変更になるということが主な改正内容となっていますので、申し訳ございませんが、一つ一つの説明は省略させていただきます。

飛びますが11ページをお願いします。附則第6条ですが、こちらでは住民税における医療費控除の特例についての規定をしてございます。

平成30年度から平成34年度分の個人の住民税に係る医療費控除について、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一般用医薬品のうち医療用から転用されたものに代替を進める観点から、自主服薬について医療費控除の特例が導入されることに伴い、その規定を整備するものでございます。

12ページをお願いします。第7条の3の2につきましては、個人の住民税における住宅借入金控除の期限を平成41年度から43年度に延長する改正でございます。

第15条の2につきましては、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定でございます。取得税に替わる環境性能割が導入されることにつきましては、先ほど申し上げたところでございますが、ここでは、この環境性能割の賦課徴収につきまして、当分の間は県が行うことを規定してございます。

同様に13ページ中ほどの第15条の6までが、当分の間、県が賦課徴収を行うことに関する規定をしているものでございます。

第16条は、軽自動車税の税率の特例について規定しております。第1項は、14年を経過した軽自動車に課す重課税についての規定ですが、14ページ表の左欄、第82条とあるところを前ページの条文中に「同上の」と加えたことで、表内の記載を削除してございます。第2項から第4項については、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長について規定してございます。なお、第1項と同様に、表内左欄に記載している「第82条」とあるところはそれぞれ削除しております。

16ページをお願いします。続いて、第2条関係の新旧対照表について説明をいたします。

先ほど、軽自動車税の重課税及びグリーン化特例についてご説明いたしましたが、ここでは、上位法の引用部分の変更、並びに種別割の名称変更の規定がしてございます。また、グリーン化特例については、現時点では1年延長のみとなっていますので、種別割の対象とならないため、2項から4項については削除ということにしております。

続いて第3条の説明をいたします。18ページをお願いします。第3条は、平成26年一部改正条例の一部を改正するものでございます。本文につきましては、種別割の追加と、19頁20頁にあります税額表の左欄「新条例」とあるところを削除したものでございます。

続いて第4条関係になりますので、21頁をお願いします。第4条は、平成27年の一部改正条例の一部を改正するものとなっております。

22 ページ、附則第4条第7項の表の第19条第3号の項中ですが、「第98条第1項」をこのたびの改正により、「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改めるものでございます。

最後にこのたびの改正条例の附則についてご説明いたします。

こちらは、新旧対照表にはございませんので、お手数をおかけしますが、議案第10号の改正文の本文の方にお戻りください。

改正分の方の最終ページお願いいたします。左側の中ほどからになります。

附則第1条につきましては、この条例の施行期日を平成31年10月1日とするものでございます。これは消費税の引き上げ時期に合わせて、安定財源を確保したうえで、新たな税制を行うということによるものでございます。ただし、住宅借入控除の規定については公布の日、特例認定非営利活動法人の名称変更については平成29年4月1日、医療費控除の規定については平成30年1月1日とすることを規定しています。したがって、医療費控除につきましては、本年、平成29年分の医療費から対象となるものでございます。

第2条では、町民税の経過措置を規定してございます。第1項では、第1条の規定による改正後の町税条例の附則第6条の規定、これは平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用することを規定してございます。これは、先ほど申し上げました医療費控除の関係になりますけれども、本年、平成29年中に支払う医療費が、平成30年度の住民税分の控除について適用となるということでございます。

第2項では、法人住民税の法人割の税率改正を、平成31年10月1日以後に事業を開始する事業年度分について適用し、それまでのものについては従前の例によることを規定してございます。

その次、第3条では、軽自動車税に関する経過措置でございます。ここでは、グリーン化特例の1年延長を平成29年度分の軽自動車税について適用することを規定していません。

第4条では、新条例の規定中、軽自動車の環境割については、平成31年10月1日以後に取得されたものについて適用となること、種別割については、平成32年度分から適用となることを規定しています。

以上が、議案第10号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第11号について、ご説明いたします。

議案第11号、美郷町若者子育て応援基金条例の制定について、美郷町若者子育て応援基金条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

この条例は、町長選挙での公約を踏まえ、また昨年10月の臨時議会による町長報酬の削減条例による町長報酬等の削減分を活用し、若者・子育て世代を応援する事業に充てるため、基金を設置するものであります。

条例の内容は、この基金の設置に関し、目的のほか、管理等に係る基本的な事項を定めるものであります。

第1条は、この基金の目的と設置について、美郷町の将来を担う若者・子育て世代を支援する事業の経費に充てることを目的とし、基金を設置することを定めます。

第2条は、基金に積み立てる額は、予算で定めることを定めます。

第3条は、基金の管理として、預金その他最も確実かつ有利な方法によることを定めます。

第4条は、運用益金の処理として、運用収益は予算に計上して設置目的の事業に充てるほか、基金に繰り入れることを定めます。

第5条は、委任として、この条例の施行に必要な事項を、町長が定めることとしています。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

町長報酬等の削減分の財源を基金とすることにより、年度予算に対し、弾力的に活用することができるものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、教育課長。

#### ●漆谷教育課長

上程いただきました議案第12号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第12号、美郷町ふるさと定住奨学金基金条例の制定について、美郷町ふるさと定住奨学金基金条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由をご説明いたします。美郷町では人材育成と定住促進の観点から、美郷町ふるさと定住奨学金制を平成29年度からスタートさせたいと考えております。

この奨学金制度は、本町出身の優秀な学生に対する高等学校、大学及び大学院等の学校修学に係る経済的支援を行うことにより、定住促進を図り、美郷町を担う人材を育成するため、「給付型」の奨学金制度とします。

今回上程いただきました議案は、この奨学金制度を運営していくための基金に関して、条例で定めるものでございます。次のページの条例案をご覧ください。

第1条、基金設置の目的については、先ほど申し上げたとおりです。

第2条、基金の額は、3,000万円とします。また、この基金は、必要があるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができることとします。

第4条、基金の管理に関して必要な事項は、教育委員会規則で定めることとします。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

上程になりました議案第13号について、ご説明申し上げます。

議案第13号、美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、元町UIターン者定住支援住宅につきまして、住宅の所有者と交わしておりました、使用貸借契約が、平成29年3月31日をもって満了いたします。

これに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。

改正の内容は、別表第1の「元町UIターン者定住支援住宅」の項を削るものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。

参考としまして、新旧対象表を添付しておりますのでご覧ください。

以上、議案第13号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

建設課長

●赤穴建設課長

上程になりました議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、美郷町簡易水道事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町簡易水道事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

2ページ目の新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、条例にあります第2表につきまして、現在10地区あります簡易水道施設につきまして、改正後の美郷町簡易水道という名称で一括管理をするという内容でございます。

これはハード施設を統合するのではなく、許認可関係の管理、運営に対して1つの美郷町簡易水道という施設として一括管理をするという内容のものであります。

これは平成28年度中において、国の方針として上水、簡水の統合を行うという国の方針の流れに沿ったものであります。最終的には、将来導入されます企業会計その導入を視野にいたした一部改正ということになっております。

以上が議案第14号でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

次に、議案第15号から議案第22号までの予算案8件について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

それでは、上程いただきました議案第15号についての説明を申し上げます。

議案第15号、平成29年度美郷町一般会計平成29年度美郷町の一般会計予算は、次の定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億6800万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の総額、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、平成29年度の予算編成にあたり、財政状況につきましては、歳入では町税は、景気が上向いているとは言えず、平成22年度以降、減収し続けています。

普通交付税は、町村合併に伴い、10年間は合併算定替として交付された特例措置が、現在、11年目となった平成27年度に、5年間で段階的に減額される期間を迎えており、平成29年度はその3年目となる特別交付税を併せて、1億円の減額算定で予算枠を形成しております。

そうした財政環境において限られた財源を節減する中で、持続可能な財政運営のためには有効な施策に傾注して取り組むこととしております。

先の議会でご承認いただきました第2次長期総合計画の推進をはじめ、まち・ひと・しごと総合戦略の成果目標の達成や施政の方針と柱となる5つの事項に重きを置いた一般会計編成に心がけました。それでは2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。これは総括表でございますが、詳細はこのあと、事項別明細書でご説明をしたく7ページを引き続きお願いいたします。

第2表 地方債でございます。それぞれの起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合計で8億8170万を限度額としております。詳細につきましては、歳入の項目でご説明を申し上げます。詳細としまして、今年度は財政を受け持つ立場から、歳入につきましては町税、譲与税等、地方交付税、町債について説明をさせていただきます。

それ以外は、それぞれの予算決算委員会での審議の説明に代えさせていただきたいというふうに思っています。それでは、お手元の資料12ページをお願いします。

歳入でございます。款2、項1、お手元のページ10ページをお願いします。歳入でございます。款1 町税、項1、町民税、町民税でございます。町民税の個人分につきましては、震災復興のため平成26年から平成35年まで、均等割は500円の増額の織り込みとなっております、それから28年度の調定額、決算額を勘案して増額の見込みとして計上しております。それから項の2でございます。固定資産税でございます。これは、償却資産の減に伴いまして、減額と計上しております。

続いて、項3、目1、軽自動車税でございます。減免措置分を控除した決算見込みを勘案して計上しているところでございます。次のページをお願いします。

項4、町たばこ税でございます。平成28年度の決算見込み額を勘案して微増ではありますが計上しております。

続きまして、その下の段、7、入湯税です。平成28年度予算と同水準の見込み額として計上しております。12ページをお開きください。

款2、地方譲与税、項1、目、地方譲与揮発税、地方揮発油税譲与税でございます。また、この地方揮発税譲与税が、この下にあります自動車重量譲与税、そして利子、その次のページにあります利子、交付金、利子割交付金です。ここの部分につきましては、14ページまた、款1、項1、配当金交付金、そして次のページ15ページ款5、項1、株式等譲渡所得割交付金、これらは県の仮試算や、これまでの交付実績を勘案して計上をしているところでございます。16ページをお願いします。

款6、項1、地方消費税交付金につきましては、消費の冷え込みからによる県の仮試算等をもとに、700万円の減額を想定しているところでございます。次ページをお願いします。

款7、項1、自動車取得税交付金でございます。これにつきましては、グリーン化の特例の延長による影響から50万円を増額をしました県の試算により計上しております。次ページをご覧ください。18ページです。

款8、項1、地方特例交付金は、住宅借入金特別控除見込による県試算により20万円の減額として想定しております。19ページをご覧ください。

款9、項1 地方交付税についてでございますが、合併算定替えの縮減3年目となることによる緩和措置縮減や、29年度は公債費への歳出充当の減少に伴う基準財政需要額縮小の減額要因と福祉事務所にかかる算定が加わったことで、2000万円の減額算定を算定して計上しております。

また特別交付税分につきましては、特別の財政事情の勘案として算定されていた福祉事務所分が逆に普通交付税算定への移行したことにより8,000万円の減額算定、総じて1億円の減額計上となっております。20ページをご覧ください。

款10、項1 交通安全対策特別交付金は、これも県の仮試算やこれまでの交付実績等

を勘案して計上をしているところでございます

21ページ、款11、分担金及び負担金から35ページの款16、項1、寄付金までについては、経常的な歳入や事業実施に伴う国や県の支出金、補助金そして委託金であることから予算決算委員会の審議として説明の方割愛させていただきます。36ページをお開きください。

款17、項2、基金繰入金です。目1、財政調整基金繰入金からご説明します。歳入と歳出の総額における財源不足分として、昨年度対比 2000万を減じて1億5500万の繰入れ計上です。このうち3000万につきましては、先ほど条例の提案がございましたふるさと定住奨学金基金繰出金事業について充当させていただく予定です。目2減債基金繰入金です。本年度は、過去7事業での償還元本について、中長期的な公債費比率の平準化を目的として交付税算定額の50%相当分を充当するために3200万円を計上しています。目3 公共施設維持管理基金繰入金です。これは経年劣化に伴います公共施設の修繕を毎年3000万、基金より繰入れ、継続的な施設管理を目的として活用しています。目5 ふるさと水と土保全対策基金繰入は、農用地の保全を目的とした建設事業として25万円で10件、250万の事業に活用するものです。目6、地域福祉振興基金繰入金です。平成29年度では、ゴールデンユートピア内のプールの照明器具に250万、空調設備の改修に1950万を充てることとしております。目9、電算機器管理基金繰入金です。こちらは小学校3年生を対象にしたタブレット端末の導入による260万円、また庁舎内の各種システムの改修経費などに880万、合わせて1140万を計上しております。続きまして目12、江の川下流域活性化基金繰入金については、江津、川本、邑南、美郷で構成する地域振興を目的とした協議会への事業負担金として、毎年150万取り崩して活用しております。目14、地域振興基金繰入金です。地域振興に資する事業として、町内事業所において認められた施設の新築、改築、改修、備品購入に対して800万、またバイオマス発電にかかる調査委託やアドバイザー経費に900万で、1700万を取り崩して活用することとしております。次ページをお願いします。目15、若者・子育て応援基金繰入金です。これは景山町長の給与の30%と副町長、教育長の寄付をもって創設化を図ったものです。在宅児をかかえる保護者の皆さんの子育てに資する事業に500万を充てる予定としております。続いて38ページでございます。

続いて、38ページ款18の1からの繰越金から41ページ款19、項7、雑入までについても経常的な受託事業の諸収入や施設の利用料によるものでありまして、詳細な説明は同様に割愛させていただきたいと思っております。42ページをご覧ください。

町債でございます。款20、町債、目1、総務債からご説明します。こちらについては節の欄のところの説明にしたいと思っております。節5、過疎対策ソフト事業債につきましては、総務債において8事業のほか、教育債に7事業、商工債に2事業、民生債、農林債、消防債、労働債にそれぞれ1事業、21の細々目事業に活用しており、放課後子どもプラン推進事業費からハザードマップ作成まで、ソフト事業の新規事業の財源として積極的に活

用することとしており、平成29年度では過疎ソフト事業ではこのあとも説明するものも含めまして1億3680万を活用しております。節9、大和荘整備事業債でございます。2900万は大和荘の建替に伴う基本設計に要する費用への過疎対策事業債を充てるものでございます。節10でございます。地域支援対策事業債です。220万円、これはデマンド型乗合タクシーの車両購入に対する起債、同様にこれも過疎対策事業債を充当しております。

続きまして、2民生債です。節1、地方改善事業債です。1200万円は町道志君線の改良の工事費として起債をこちらも過疎対策事業債としています。続きましてその下、節5、介護施設設備整備事業債です。介護サービスを提供する事業者へ訪問入浴の送迎車の購入のため、130万を補助するものです。

目3、節2、塵芥処理対策事業債、こちらは新たに計画されております可燃ごみ共同処理施設整備分、620万の負担金をこちらも過疎対策事業債として供するものです。

目4、農林債、節は2の林道整備事業債です。林道信喜線におけるダム上流のすね路肩整備の工事に2370万を充当する起債、同じくこちらも疎対策事業債での対応です。節4、山村振興農林漁業特別対策事業債です。8440万円は栢谷と村之郷のリースハウス建設の造成をはじめ、建設、設備にかかる費用をこちらも過疎対策事業債で充当するものです。次ページ、43ページをお願いします。同様な農林債でございます節5、集落営農事業債として農地の集団管理を行う長藤集落営農組合における農機具、格納庫の整備と美郷町全域を対象としました農業支援組織の設立に7820万でございます。これも過疎対策事業債を充てることとしております。続きまして、節11、ため池安全確保事業債です。小松地の大邑地域内のため池保全にかかる工事費として140万円、こちらは防災対策事業債を充てるものです。続きまして節12、過疎対策事業債、先ほどの総枠の中の分ですが、遊休農地の活用に向けた薬用作物の栽培拡大やヘルス産業関連商品の開発の事業費として690万円を起債としております。

目5、土木債になります。節1、道路整備事業債です。説明欄での過疎対策事業債は、町道二タ合線改良工事に1500万、栗原橋の塗装塗り替えとして3000万、生活関連道路整備として局部改良、花の谷・久保線として2000万円を充てることとしております。下段の辺地対策事業債につきましては、後ほど上程するようでございますが、辺地計画の策定替えによります除雪機械の購入に530万、また継続であります町道連水線の改良工事に充てる予定としております。公共事業等事業債です。町道久保線など8路線の道路改良と、道路防災事業として落石危険箇所の調査費用に6150万を充てております。節2、住宅建設事業債です。宮内団地改修工事として設計及び工事費に480万円を公営住宅建設事業債として活用することとしております。節4、若者定住住宅建設事業債です。平成29年度においては、若者定住住宅団地2地区として都賀本郷地区3区画、九日市地区5区画の住宅建築を想定しまして、こちらに係る調査測量委託や敷地造成整備工事に係るのに7010万円、こちらも過疎対策事業債として充てるものです。



続きまして目6、消防債です。節2、防災対策事業債は、防火水槽の1基分の工事に700万円、消防団管理の小型ポンプ積載車2台購入に1160万円、江津邑智消防が保有する消防車購入の負担分として1080万円を充てることとしております。その下の節3 過疎対策ソフト事業債です。こちらは自主防災組織の活用として、防災士育成助成として50万円を充てることとしております。

目7、教育債です。節3、スクールバス整備事業債620万、こちらは28人乗りの邑智小スクールバスのスマイル号の更新に充当するものです。次ページ、44ページをご覧ください。続きまして教育債の節5です。カヌーの里事業債です。宿泊用のトレーラーハウスの損傷が著しく、更新にかかる撤去および設置費として670万円を充てるものです。節7、こちらも過疎対策ソフト事業債です。ここでは学習支援でのサポーターの人件費、1560万、また放課後の学習塾に600万円、また学校給食の自己負担助成分に750万、こうしたものに充てる予定です。

目8、災害復旧事業債です。節1、節2の農林及び公共災害復旧に備えとして平成29年分としてそれぞれ270万円と930万円を現年補助災害復旧事業債として計上しております。

目10、臨時財政対策債です。これは国の地方財政計画に伴い、地方交付税の減少分の補填として発行される起債です。これが1億5300万円。

目11、商工債でございます。こちらは2過疎対策ソフト事業債、こちらはプレミアム商品券の発行分1290万円分と町内で合宿などで公共施設を利用する補助として200万円を充てる予定としております。

目12、労働債です。こちらも過疎対策ソフト事業債をもって町内の事業者が正規雇用の従業員の雇用の助成金に充当するものです。

以上、町債の合計は8億8170万となります。

対前年対比としましては、9.3%、8550万円の減額となります。

歳入については以上です。

#### ●西嶋議長

説明の途中ですがここで午後1時まで休憩といたします。

( 休 憩 午 前 11時 52分 )

( 再 開 午 後 1時 00分 )

#### ●西嶋議長

会議を再開します。議案第15号の、引き続き説明をお願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、企画財政課長。

## ●井上企画財政課長

それでは引き続き予算の説明を続けたいと思います。

先ほどの歳入のところで町債の合計8億8170万の中で、対前年比については、減額というふうな私がちょっと間違えて話しましたが、対前年度比につきましては正確に言いますと10.7%、8550万に増額となります。訂正してお詫びしたいと思います。

それでは引き続いて歳出です。歳出についても歳入と同様に予算決算委員会での審議付託されることから、予算の説明については、重要事業について、ご説明を差し上げたいというふうに思います。

それでは歳出のページから48ページをご覧ください。

48ページのところです。款2、総務費、1、総務管理費、5財産管理費、説明欄のところで001財産管理費のところでございます。ここの一番下の欄にあります基金繰出金、これがふるさと定住奨学金基金創出金事業でございまして、3000万に対して利息分の3千円をつけまして、3000万3千円となっております。

引き続きまして次ページをご覧ください。続きまして款2、総務費、1総務管理費、5財産管理費の中で、すみません6、1のところ、繰入金として地域福祉振興基金からこちらのほうのそれからプールの照明のLED化、4012万5000円を上げております。

49ページの中に、また同じく企画費の中には、潮温泉大和荘の建設事業としまして設計委託料、下から五つ目ぐらいになります測量設計委託、こちらの方に事業費を上げております。

続きまして71ページに飛んでご覧ください。71ページ、よろしいでしょうか。だいぶん飛びます。71ページ款3、民生費、項2、児童福祉費、目4 児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、子育て支援事業と子育て支援センターの運営並びに先ほど施政方針にもありましたが、子育て支援の既存の施設を活用しての遊び場、いこいの場の運営、それから子育て応援事業の交付金を、こちらの方に入れております。

続きまして、78ページをごらんください。款4、衛生費、項2 清掃費、2、塵芥処理費でございます。こちらが、平成34年度供用開始を目指した邑智郡と大田市が共に整備を進めている次期可燃物施設処理の整備負担金として、こちらが聞いているものを上げております。一部負担金でございます。

続きまして82ページの方をご覧ください。82ページよろしいでしょうか、82ページは、款6、農林水産費、項1、農業費、説明欄、こちらの方には集落営農組織への共同農機具の貸与、それから格納装備こちらは長藤集会所が今要望されておるものです。あとまた、集落営農組織の設立が困難な地域や、担い手がない地域の営農を広範囲に支援していくサポート事業の設立について、予算が組み込まれております。続きまして、84ページをご覧ください。款6、農林水産事業費、項1、農業費でございます。説明欄の028農村漁村地域活性化プロジェクト交付金、こちらは農業の活性化にともに伴います定住

人口の確保のために、栢谷と村之郷地域にリースハウスをそれぞれ16棟、8棟と選果機等2台、計量機などを整備する事業をこちらの方で計上しております。

続きまして、92ページをご覧ください。こちら款8、土木費、項2、道路橋梁費、3道路新設改良費でございます。こちらの道路新設改良費の中には、先ほど新たに生活道の改良として、花の谷線、久保線、この2路線を新たに改良するというので、この事業をこの中に入れとります。続きまして97ページをごらんください。

款9、消防費、項1、消防費です。こちらが、5の災害対策費、説明欄001災害対策費、この中にはいドクターヘリコプターの離発着基地として都賀西町民グラウンドの天然芝の整備工事費として300万円を計上しとります。続きまして103ページをごらんください。

款10、教育費、項3、中学校費でございます。節のところの説明欄で、002外国青年招致事業費、今年度は、小学校が2020年から外国人ALTの通訳指導助手さんを今年度から1名から2名に変えまして、今後の英語教育の推進を図るというものでございます。続きまして最後になります。109ページをご覧ください。款10、教育費、項7保健体育費の中にあります機械器具費でございます。これが新しく学校の給食運搬車を、新しく4トン車を更改をするものでございます。トラックとしては2トンベースのトラックで考えております。

一応、歳出については、だいぶん端折った説明をさせてもらいましたが、以上でございます。議案第15号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### ●西嶋議長

番外、住民課長。

#### ●高橋住民課長

上程いただきました議案第16号につきまして説明をいたします。

議案第16号、平成29年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。平成29年度美郷町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155万9000円と定める。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

特別会計予算につきましても、予算決算委員会の方で詳細の方、説明させていただきたいと思っておりますので、本日のところは歳入歳出予算の事項別明細書の方でそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。まず歳入でございます。款2、県支出金でございますが31万5000円、昨年度より1万5000円の増額でございます。こちらは事務費に対する県からの補助金を計上してございます。

次に款3、繰入金、1万円、12万8000円の減でございます。この繰入金につきましては、28年度で繰り入れをゼロ、28年度、今年度見込みとしまして、繰り入れをせざるでもよいというような見込みになっておりますので、29年度予算につきましても、頭

出しのみとさせていただきます。

続いて款4、諸収入、123万4000円、68万7000円の減額でございます。こちらは、償還金の現年度分及び滞納繰越分の見込みで計上させていただいております。次に5ページをお願いいたします。

款1の土木費、42万円、前年より1万8000円の減額でございます。内容としましては、一般の事務費でございます。

次に款2 公債費、113万9000円、前年に比べまして78万2000円の減額でございます。こちらは、借入先、かんぽ生命保険でございますけれども、こちらの方へ納める償還金の元金及び利子分を計上してございます。

歳入歳出ともに29年度予算額155万9000円で、前年に対して80万円の減額予算を計上させていただきました。

以上が、議案第16号の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、平成29年度美郷町簡易水道事業特別会計予算。平成29年度美郷町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億695万2000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。歳出予算の流用、第3条、地方自治法220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。括弧1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、歳入歳出につきまして説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。7ページ歳入でございます。水道使用料でございますが、平成28年度の実績見込みによりまして、昨年、前年度予算に対しまして32万の減、9078万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。国庫支出金です。これは石原簡易水道、統合水道の建設が、29年度完了を目指しまして本年度も工事を実行いたします。その関係に係る国庫補助金5924万、対前年でいきまして2628万円の減額となっております。

では次のページをお願いいたします。繰入金となっております。これは説明欄にありますように、運転・公債費、それから建設改良分が14万ということでございます。対前年に比べまして870万8000円の減額で、5998万7000円の予算としておりま

す。

それでは続きまして、11ページをお願いします。町債でございます。これも建設に関わるものでございまして、表にありますように対前年4400万の減額で、9680万円という計画にしております。

起債につきまして、戻りまして、4ページをお願いいたしたいと思っております。

4ページに地方債 第2表ということで、冒頭お話ししましたように、借入限度額について表にしてあります。起債の目的は簡易水道事業債、限度額は9680万、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして12ページをお願いいたします。歳出の説明に入りたいと思っております。

12ページ、歳出の目、簡易水道事業費です。いわゆるこれ運転経費となります。その中で事業費2302万円の予算を計上しておる中で、大きい項目は、光熱水費1380万、修繕費が797万となっております。役務費1212万につきましては、通信運搬費が400万と、手数料、いわゆる水質検査料等々でございます840万計上させていただいております。委託料481万8000円につきましては、検針委託料が主なもので、302万6000円というふうに業務委託料として、検診員の委託料を計上しとります。その2つ置きまして16の原材料費126万円でございます。これは説明欄にありますように、工事材料費ということで126万円を計上させていただいております。次の13ページをお願いいたします。

13ページは、目2の簡易水道建設事業費でございます。石原簡易水道で、平成29年度で完了を目指して、残り工事をやるということになっております。一応、湯谷まで水を揚げるようにしておりますので、その関係のポンプ、配管、そういった関係の施設がございます。その工事費でございます1億4729万円、工事費として計上しとります。委託費につきましては、その工事に関係する測量設計委託費771万1000円というふうに新年度予算を計画をしております。

次の14ページをお願いいたします。14ページは、公債費となります。元利償還につきまして表に定めておりますように、元金につきましては対前年136万7000円の増額、利子分につきましては200飛んで8000円の減額ということで計画をしております。

次に15ページは、予備費ということになっております。30万円の予備費を計上させていただいております。

以上が簡易水道事業、議案第17号の議案説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第18号について、ご説明をいたしたいと思っております。

議案第18号、平成29年度美郷町下水道事業特別会計予算。平成29年度美郷町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予

算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6119万9000円と定める。歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。地方債 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。歳入歳出予算の流用 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。括弧1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、歳入歳出の説明に入ります。7ページをお願いいたします。

7ページ歳入です。主に各下水道施設の料金収入になっております。上から公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水です。それぞれ対前年比増額の計上とさせていただきます。次の8ページをお願いします。8ページにつきましても、同じように料金収入の表になってございます。小型合併浄化槽と集落排水ということでございます。一番下のは、合併浄化槽の基金の利子でございます。上の合併浄化槽でございますけれども、毎年毎年12、3基程度、浄化槽を設置しておりますけれども、料金収入としては全体的に使用人数が減ってきている中で、有取水量というか下水の処理水量が少なくなって減少しております。料金収入的には対前年と同額見込みということで計上させていただきます。

では続きまして10ページをお願いいたします。10ページは、款4の繰入金でございます。説明にありますように、節の公共下水道、集落排水、小規模及び4の小型合併、それぞれそれぞれ運転費、それから建設分、それぞれ説明欄にありますように予算を計上させていただきます。4施設合計で1億7759万6000円、対前年比にしまして42万4000円の増額ということになっております。

続きまして11ページです。11ページは、繰越金を計上させていただきます。各4施設です。

次のページをお願いします。12ページです。町債でございます。これにつきましては、公共下水道と特定地域生活排水処理施設いわゆる小型合併浄化槽の建設分の町債の関係840万、公共下水道は支出の方でまたご説明いたしますけれども、長寿命化の関係の下水道債1050万、合わせまして1890万を計上させていただきます。

4ページをちょっと戻っていただきまして、起債の借入の方法についてご説明いたします。4ページ地方債 第2表でございます。起債の目的は、下水道事業債、限度額1890万、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。それでは13ページへ進んでいただきたいと思います。

歳出の説明に入ります。13ページの3 歳出、でございます。款1の下水道費、項1公共下水道事業でございます。需用費が1053万でございます。その多くが光熱水費、修繕費430万ということになっております。役務費は通信運搬費88万8000円、手

数料43万9000円ということで104万3000円、託料につきましても水道と同じく健診をやっておりますので、事務事業委託料として180万5000円、施設の管理費委託として427万8000円、合計で委託料608万3000円を計上させていただいております。

続きまして、次ページの14ページをお願いいたします。14ページの公共下水道、目2の特定環境保全公共下水建設事業の中の説明欄にありますように、本年度、昨年からやっておりますストックマネジメント、長寿命化対策から移行しまして、ストックマネジメントということで、昨年から計画の策定を行っております。残りの策定分を今年29年度分、2100万計上させていただいて全体の計画は終了するというところでございます。これに基づきまして、今後修繕計画を立てていき、処理場及び管路、ポンプすべての下水施設の長寿命化対策に国庫補助を投入するというところでございます。

続きまして、その下の農業集落排水につきましましては、通常の経常経費といえますか、維持管理費の金額が入っております。

次の15ページをお願いします。農業集落排水につきましましては、建設事業は本年ございませんので、その他負担金2万円のみということとなっております。以上です。

続きまして、16ページ、小規模集合排水も建設事業ございませんので、すべて維持管理経費ということになっております。その下、項4の特定地域生活排水事業、小型合併町村設置型の小型合併浄化槽です。まず目1の排水事業費につきましましては、運転経費でございます。保守管理料1894万9000円というふうな形になっております。

次ページをお願いします。17ページは、項4の目2 建設事業費となります。本年度、12基分の合併浄化槽を設置する予定でおります。工事費は1349万8000円でございます。その下、個別排水処理施設、同じく小型合併浄化槽ではありますが、この事業につきましましては、建設はございませんので、通常の管理費のみということでございます。

18ページに公債費があります。元利償還の表となっております。目1が元金、目2が利子となっております。それぞれ、元金が対前年274万3000円の増額で、利子は、253万5000円の減額ということで、本年度予算は、合計1億4396万となっております。

以上が、下水道関係の議案第18号の説明となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第29号につきまして説明いたします。

議案第19号、平成29年度君谷診療所特別会計予算。平成29年度の美郷町の君谷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の

総額は、歳入歳出それぞれ528万円と定める。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

こちらにつきましても、歳入歳出予算の事項別明細書の方で説明をさせていただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。款1、診療収入でございます。260万7000円、前年より24万8000円の減額でございます。失礼しました。本年度206万7000円、対前年で24万8000の減額でございます。受診者数が減少傾向にあることと、28年度実績見込により算定したものを、計上してございます。

続いて款2 使用料及び手数料でございます。1万6000円、前年に比べ6000円の増額でございます。こちらは介護保険主治医意見書の手数料の増加分を見込んでございます。

続いて款3、繰入金、115万9000円、7万円の増額でございます。診療収入減少を見込みまして、繰入金を若干増額で計上しております。

次に款4、県支出金、203万8000円、19万円の増額でございます。こちらは補助率が3分の2の運営費補助となりますけれども、診療収入の減少が見込まれることから、補助の増額を計上してございます。5ページをお願いします。

歳出でございます。款1、総務費、394万8000円、1万8000円の増額でございます。こちらは、嘱託職員の賃金改定が主な内容となっております。

款2、医業費、131万2000円、医薬品の購入ですが、増減なしで見込んでございます。

款3、予備費、2万円、前年と同額でございます。

歳入歳出ともに29年度予算額528万円で、前年より1万8000円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第19号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第20号につきまして説明いたします。

議案第20号、平成29年度美郷町国民健康保険特別会計予算。平成29年度美郷町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1927万3000円と定める。歳出予算の流用第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、第2号、保険給付の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用、平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

6ページをお願いいたします。款1、国民健康保険税、9465万1000円、18万4000円の減でございます。こちらは28年度の税率を基本としまして、前年度収納率



及び加入人数を加味して算定をしてございます。

款4、使用料及び手数料、3万円、前年と額で、督促手数料となっております。

款5、国庫支出金、1億501万9000円、2392万4000円の減額でございます。こちらは高額医療費の共同事業負担金、療養給付費の負担金、財政調整交付金などがこの中の主なものとなっておりますけれども、今年度は、平成27年度分の精算がございまして、前期高齢者交付金の歳入が、大きく増加する見込みでございまして、こちらの方の国庫支出金については、減額となる見込みでございます。

款6、療養給付費交付金、2625万円、56万7000円の減額、主に退職被保険者分の交付金を見込んでおりますが、ほぼ前年並みというところでございます。

款7、前期高齢者交付金、3億2124万5000円、6546万円の増ということで、先ほども申しましたように、平成27年度分の精算交付により大幅な増を見込んでございます。

款8、県支出金、3497万1000円、187万9000円の減額、これは普通調整交付金並びに特別調整交付金となっておりますけれども、こちらも同様に前期高齢者交付金の精算増により、減額としております。

款10、共同事業交付金、1億5658万1000円、579万円の減額でございます。国保連合会から示されたもので計上しておりますが、減額要因は、やはり前期高齢者交付金の精算増というところでございます。

款11、財産収入、9000円、9万1000円の減、国保基金利子分の積み立てでございますが、現状の預金利息で見込んでございます。

款13、繰入金、8021万1000円、2399万2000円の減、こちらも前期高齢者交付金の精算増により、基準超過費用分を大きく減としてございます。

款14、繰越金、こちらは頭出しでございます。

款15、諸収入、30万5000円、2000円の増、こちらは第三者行為の納付金を計上してございます。7ページをお願いします。

款1、総務費、2788万4000円、766万9000円の増でございます。これは、国保制度改革に伴う自庁システム、情報集約化システム連携、広域化に伴う被保険者証の一体化改修など、システム改修によるものが主な増額の要因となっております。

款2、保険給付費、5億2344万6000円、1307万8000円の増でございます。国保連合会の推計に対しまして、平成27年実績の区分ごとの給付率により、算定をしてございます。

款3、後期高齢者支援金等、6372万7000円、584万6000円の減でございます。支払基金のシミュレーションにより推計されたものを計上してございます。

款4、前期高齢者納付金等、8万3000円、1万3000の増でございます。支払基金のシミュレーションにより推計されたものを計上してございます。

続いて款5、老人保健拠出金、6000円、こちらは事務費の拠出金でございますが、

前年と同額でございます。

次に款6、介護納付金、1947万6000円、989万8000円の減でございます。こちら支払基金のシミュレーションにより推計されたもの計上させていただいております。

款7、共同事業拠出金、1億6739万7000円、498万4000円の増でございます。国保連合会の推計資料により計上してございます。

款8、保健事業費、954万5000円、94万1000円の増となっております。これはほぼ平年並みの予算額となっております。主な内容としましては、特定健診関係の経費ということになっております。

款9、基金積立金、1万円、9万円の減としております。ほぼ頭出しの予算としております。

款11、諸支出金、35万2000円、34万円の増、保険税、交付金等の返還金を見込んでの頭だしでございます。

款13、予備費、734万7000円、215万6000円の減でございます。予備費につきましては、一般分の医療費の1.5%程度を予備費として見込んでございます。

歳入歳出ともに、29年度予算額8億1927万3000円で、前年より903万5000円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第20号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。続きまして、上程いただきました議案第21号につきまして説明をいたします。

議案第21号、平成29年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算。平成29年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7883万円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用 平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

こちらの会計は、沢谷診療所、それから大和診療所、比之宮診療所の3つの診療所の経費を計上してございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の方で説明させていただきますので、4ページをお願いいたします。

款1、診療収入、4994万9000円、145万6000円の増でございます。受診件数が微増となっておりますということから国保、社会保険、後期高齢者医療分とで若干の増額を見込んでの予算計上とさせていただいております。

款2、繰入金、2843万1000円、523万7000円の減でございます。これの主なものとして、28年度は、大和診療所で医療機器の更新、エコーの購入がございましたけれども、29年につきましては高額な医療機器の更新がございませんので、ほぼ

例年並どおりの繰入額とさせていただきます。

款3、使用料及び手数料、35万円、前年と同額でございます。こちらは診断書、意見書等の手数料が主な内容となっております。

款4、諸収入、10万円、前年と同額でございます。

款6、国庫支出金につきましては、予算計上額はございません。28年度は、大和診療所でエコーを購入しましたので、国の2分の1の補助を計上しております。

5ページをお願いいたします。款1、総務費、7146万7000円、1045万2000円の減額でございます。減額要因の主なものとしましては、前年度大和診療所での医療機器の更新があったものでございます。今年度、29年度は、医療機器の更新は予定をしております。

款2、医業費、684万3000円、150万円の増額でございます。大和診療所における特定の治療に要する医薬品の購入経費を見込んで、増額としております。

款4、予備費、52万円、前年度と同額を見込んでございます。

歳入歳出ともに、29年度予算額7883万円で895万2000円の減額予算を計上させていただきました。

以上、議案第21号の説明終わります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第22号につきまして説明いたします。

議案第22号、平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。平成29年度美郷町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9317万9000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、平成29年3月6日提出、美郷町長 景山良材。

こちらも歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきたいと思っておりますので、4ページをお願いいたします。

款1、後期高齢者医療保険料でございます。4559万9000円、184万6000円の増額でございます。これは保険料の軽減の特例の見直しによりまして、29年度は、7割軽減と5割軽減がなくなります。この関係により保険料の増を見込んでいるというところでございます。

款2、使用料及び手数料、5000円、5000円の減でございます。こちら督促の手数料となっております。5000円が変わりなしてございます。失礼しました。

款3、繰入金、1億4716万7000円、173万4000円の増でございます。増額の主な理由としましては、医療費の増加による療養給付費の負担金の増額を見込んでございます。

款5、諸収入、44万8000円で3万2000円の減額でございます。還付金それから諸検診の受託料を見込んでございます。5ページをお願いいたします。

款1、総務費、622万5000円、130万6000円の減額でございます。28年度職員の異動による人件費、28年度から29年度の職員の異動による人件費によるものでございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金、1億8600万7000円、こちら488万5000円の増額でございます。療養給付費の負担分で増額を見込んでございます。

款3、諸支出金、10万1000円、前年度と同額を見込んでございます。こちらは保険料の還付金を見込んでいるものでございます。

款4、健康診査等事業費、34万6000円、3万1000円の減額でございます。健診委託料が主なものでございます。

款5、予備費、50万円、前年度と同額を計上させていただいております。

歳入歳出ともに、29年度予算額1億9317万9000円で354万8000円の増額予算を計上させていただきました。

以上、議案第22号の説明終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

続いて一般事件案、議案第23号から議案第28号までの6議案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程いただきました。議案第23号についてご説明をいたします。

議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

記、公の施設の名称、美郷町農林産物等直売所、指定管理者の指定を受ける団体の名称みさと産直企業組合。指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

この美郷町農林水産物等直売所のみさと市は、美郷町農林水産物等直売所条例第3条により、指定管理者により管理を行うこととなっております。平成24年4月1日から29年3月31日までの間を、みさと産直企業組合を指定管理者として5年間管理をしていただいております。この度、指定の期間が3月31日をもって満了に伴いまして、引き続き指定の申請がされたので、第5条の規定に基づき、平成29年4月1日から5年間、再指定を行うものです。

以上、議案第23号についての説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いたしました議案第24号について、ご説明を申し上げます。

議案第24号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について、美郷町過疎地域自立促進計画、平成28年から平成32年の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別法第6条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

平成28年から平成32年度を計画期間としました過疎地域自立促進計画に対しまして、29年度以降の新たな計画、また、上位施策の変更への照査した事項を、追記変更するものです。変更前と変更後の対比につきましては、資料、過疎地域自立促進市町村計画をお開きください。A4の横長の横の資料になっています。標題は、過疎地域自立促進市町村計画 括弧変更となっております。こちらで変更点について対比で説明をさせていただきますと思います。

まず区分3. 生活環境の整備ということで、この度、平成34年を供用開始を目指した邑智郡及び大田市とともに整備を進める次期可燃処理施設の整備を位置づけるものです。この下線について、そういった文言で追記をさせていただきます。

その下3. 生活環境整備、これは、この事業の計画する位置づけに伴います。内訳についての記載でございます。上記の追記を踏まえまして、今回内訳書としまして廃棄物処理施設、事業名は、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、事業内容につきましては下線のところが追記となっております、事業主体としましては、邑智郡総合事務組合の方で事業主体となっております。

続きまして下段の4. 高齢者等の保健及び福祉向上及び推進、これにつきまして計画自体は変更ございませんが、事業の内容につきまして、高齢者福祉施設、高齢者生活福祉としまして、事業内容としまして、これまでの高齢者生活福祉に、新たに介護サービスの提供に業務を追加したものです。内容としましては、訪問入浴に係る車両導入への補助制度でございます。次のページをお願いします。

区分6. 教育の振興です。変更前につきましては、事業名としまして学校教育関連施設その他に学校事業内容としまして、学校校舎壁面機能強化という事業がございましたが、これは県の事業の制度の変更に伴いまして、新たに内容としましては、この右の変更後でございますように、事業名は変わりませんが事業内容としまして、学校施設環境改善事業を変更します。また、下段にあります学校給食運搬車整備事業につきましては、このたび学校の給食の配食車を整備するに当たりまして、追記させていただいたものです。

その下の段、事業名括弧4. 過疎地域自立促進特別事業につきまして事業名にここをサポート事業というふうに、これまで契約の中に入れておりましたが、今回閉校後につきましては、事業名の内容を、県で事業化されますにここをサポート事業に加えて、それ以上

の取り扱いをするということで、学習支援員配置支援事業という名称に変えて、今回契約の変更をしております。

その下の段の、事業名、その他、学校 I C T 教育推進事業、変更後も同じ読み方なんです、字句が間違っておりまして教育の教の文字を改めましたものでございます。

それから 8 番、集落の整備でございます。今度は、これにつきまして、新たに過疎地域自立促進特別事業、事業内容につきましては、地域活動コーディネーター配置事業という名称になっておりますが、これについて新たに事業名を追記するものでございます。

次ページをお願いします。次ページにつきましては、この特別事業分として記載内容について重複したものでございますので、説明の方は割愛をさせていただきたいと思っております。

以上、議案第 2 4 号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 2 5 号、辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。議案第 2 5 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、酒谷辺地及び湯谷辺地に係る公共施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合計画を策定したいので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求め。平成 2 9 年 3 月 3 日提出、美郷町長 景山良材。

この辺地の総合計画の策定につきましては、資料の総合計画策定整備計画というところをお開きいただきたいと思います。この総合整備計画書を読み上げて説明に代えたいと思っております。

総合整備計画書 島根県邑智郡美郷町酒谷辺地 辺地人口 9 2 名、面積 1 0 . 4 キロ平米、1 . 辺地の概要、1、辺地を構成する町又は字の名称、美郷町酒谷、②地域の中心の位置、酒谷 2 2 3 番地、3、辺地度点数 1 8 7 点。

2 . 公共的施設を必要とする事情、この辺地は、本町の北東部に位置し、沢谷川及びその支流沿いに人家と耕地が点在しており、沢谷川沿いに県道美郷飯南線があり、飯南町下赤名地域から国道 5 4 号線に、また町道赤来光埵線を通り、飯南町下島地域の国道 1 8 4 号線に接続しており、広島方面、松江方面、また出雲方面への重要な経路地でもある。

県道美郷飯南線は町境の一部を除き 2 車線改良は済んでいるが、支流沿いに点在する集落の生活路線は幅員の狭い未整備の区間が多い。また、急峻な谷沿いに道路があり、隣接する森林が多く標高も高いため、積雪時には着雪による倒木や、降雨時には崖崩れなどのため通行に支障をきたすことも多い。

この路線は、地域から通学、通勤、通院、買い物など日常生活を行うための重要な生活道であるが、幅員が狭く特に冬季の通行に支障をきたしているので整備を図りたい。

3 . 公共施設の整備計画 平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までの 4 年間、施設名、町道連水線、事業主体、美郷町、事業費、1 億 3 3 0 0 万、財源内訳、特定財源はをございません。一般財源 1 億 3 3 0 0 万、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額としましては 1

億3270万でございます。こちらの方は26年度のところで整備計画を出したものでございまして、26年度から28年度までの3年間でございましたが、この度26年度から29年度までの4年間、整備計画の延長に伴う変更として今回計画いたしました。

次ページをお開きください。続きまして、同じように総合整備計画書、読み上げて説明したいと思います。島根県邑智郡美郷町湯谷辺地、辺地人口95人、面積10.2キロ平米、1. 辺地の概要、①辺地を構成する町又は字の名称、美郷町千原、②地域の中心地の位置、千原415番地、③辺地度数辺地度数147点。

2. 公共施設を必要とする事情、この辺地は、本町の北東に位置し、3つの谷に沿って人家と耕地が点在している。また美郷町における積雪地域に設定されており、過去を振り返ると幾度となく豪雪に見舞われている。積雪に対しては、町保有又は業者保有の除雪機械を配備して除雪対応をとっているが、配備状況は町保有機械3台、業者保有機械21台、リースも含めたところとなっており、その多くを業者保有機械に依存している現状です。

しかし、昨今の公共事業の縮小の流れの影響を受け、土木業者の廃業、事業撤退により除雪に対応できる機械確保が難しくなり、除雪体制の維持が困難となってきている。

除雪機不足により、除雪対応に遅れが生じ、福祉バス運航の支障や、豪雪時には町民の生命、財産を守るために不可欠な緊急車両の通行路が確保できない状況が生じている。

これらの問題を解決するために、除雪機械の新規導入を図り、町民が安心安全に暮らせる除雪体制の整備、拡充を図りたい。

3. 公共施設の整備計画、平成29年度から平成29年までの1年間、施設名、除雪車、事業主体、美郷町、事業費、1620万財源内訳としましては、特定財源1060万、一般財源560万、一般財源の内、辺地対策事業債を充てる予定額としましては560万でございます。

以上、読み上げて議案第25号のご説明を差し上げました。審議の程、よろしく願います。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、邑智郡総合事務組規約の変更について、地方自治法第290条の規定により邑智郡総合事務組規約を変更することについて、議会の議決を求める。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

この規約変更は、邑智郡総合事務組規約で定め、邑智郡3町で共同処理する事務について、新たな事務を加え変更するため、同組規約を変更するに当たり、構成する町議会の議決を経る必要があり、提出するものでございます。

変更の概要について、新旧対照表によりご説明いたします

1ページをお願いいたします。1点目として改正後の欄、第3条第1項第6号をご覧ください

ださい。この内容は、内部業務系事務である財務会計、公会計システムについて新たに共同電算処理を行うものであります。

2点目として、同じく第3条の第2項第2号をご覧ください。一般廃棄物の処理に関する事務について、総合事務組合と大田市との合意による平成29年度から開始する新可燃ごみ共同処理施設整備計画の実施にあたり、大田市から委託を受け可燃ごみ処理の事務を行うこととするものであります。

3点目として、これらの追加、変更に伴い、負担金の算出方法等を変更するものであります。2頁目の右側欄の別表2-1をご覧ください。この表は、1点目の新たな共同電算処理業務の追加による負担金の算出方法を定め、その額は、それぞれの町に係る経費を負担することとし、実費相当額とします。なお、人事・給与システムの共同電算処理については、美郷町は加入しないため負担金は発生いたしません。

続いて、3頁目の右側欄の第3号の表をご覧ください。この表は、2点目で申しあげました、新可燃ごみ共同処理施設整備計画を実施する関係町の負担金の算出方法について、定めることとし、整備費用に対し各町の均等の部分10%、人口割の部分90%として、負担金を算出するものであります。

以上で、議案第26号の説明を終わります。ご審議の程、お願いをいたします。

続きまして上程になりました議案第27号と28号についてご説明いたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委によって、全国におかれることになっております。

美郷町では6名の方が、その任にあたられ、そのうちお二人が、平成29年6月30日をもって任期満了となります。

この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を聞いて法務省に推薦することになっており、この度、推薦にあたり意見を求めるものでございます。

推薦するお二人について、2議案を続けて読み上げをさせていただきます。

議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町吾郷668番地。氏名、増田秀章。生年月日、昭和30年3月11日。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、人権擁護委員の芦矢修司が平成29年6月30日で任期満了のため。

議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町粕淵354番地。氏名、西原真公。生年月日、昭和44年8月18日。平成29年3月3日提出、美郷町長 景山良材。

提案理由、人権擁護委員の谷口安夫が平成29年6月30日で任期満了のため。

今回、新任のお二人を推薦いたしたく、提案するものでございます。



お一人目の増田秀章さんは、昭和56年に旧邑智町に入職され、平成24年に美郷町を退職され、その後、社会福祉法人吾郷会の第三者委員、民生委員に在任中であります。

熱心に相談業務等に努められ、地域の信頼も厚く、人格、人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方であります。

お二人目の西原真公さんは、平成9年に浄土寺に入られ、平成25年からは住職をつとめられ、平成26年からは、町の社会教育委員に在任中であります。

年齢はお若い方ですが、経験、知識、行動力、いずれをとりましても人権擁護委員としてふさわしい方でございます。

以上のお二方を適任者として推薦致したく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。

以上で、議案第27号と第28号の説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

●西嶋議長

以上で全議案の説明が終わりました。本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、来週6日月曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 2 時 1 0 分)